

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 29 日

関 係 各 位

厚生労働省保険局医療課

データ提出の実績が認められた保険医療機関における
外来データ提出加算等の取扱いについて（周知）

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あてに通知を発出しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。



保医発 1029 第 2 号
令和 8 年 10 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

データ提出の実績が認められた保険医療機関における
外来データ提出加算等の取扱いについて（令和 8 年熊本地震関係）

「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）に規定する項目のうち、区分番号「A 0 0 1」再診料の注 13 及び「B 0 0 1－2－9」地域包括診療料の注 4 に規定する外来データ提出加算、「B 0 0 1－3」生活習慣病管理料（Ⅰ）の注 4 及び「B 0 0 1－3－3」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 4 に規定する充実管理加算、区分番号「C 0 0 2」在宅時医学総合管理料の注 13、区分番号「C 0 0 2－2」施設入居時等医学総合管理料の注 5（在宅時医学総合管理料の注 13 を準用する。）及び区分番号「C 0 0 3」在宅がん医療総合診療料の注 7 に規定する在宅データ提出加算並びに区分番号「H 0 0 0」心大血管疾患リハビリテーション料の注 7、区分番号「H 0 0 1」脳血管疾患等リハビリテーション料の注 8、区分番号「H 0 0 1－2」廃用症候群リハビリテーション料の注 8、区分番号「H 0 0 2」運動器リハビリテーション料の注 8 及び区分番号「H 0 0 3」呼吸器リハビリテーション料の注 7 に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」と総称する。）については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「特掲診療料の施設基準通知」という。）において、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）の発出を受けた上で、当該施設基準に係る届出を行うこととなっている。

今般、別添の保険医療機関あてにデータ提出事務連絡を発出したことから、当該保険医療機関は、特掲診療料の施設基準通知に定める様式 7 の 11「外来／在宅／リハビリテーションデータ提出加算及び充実管理加算に係る届出書」を届け出ることによってデータ提出の実績が認められた区分番号の外来データ提出加算等の算定が可能となるため、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知を図りたい。なお、この通知は、令和 8 年 7 月 28 日に発生した

熊本を震源とする地震に被災したこと等の事由により、定められた試行データの提出期限までにデータ提出ができなかった保険医療機関に配慮して通知するものであることを申し添える。

別添

保険医療機関名	住所		加算区分		
			充実管理加算	在宅データ 提出加算	リハビリテーション データ提出加算
小幡内科医院	869-0562	熊本県宇城市不知火町長崎183	●		
さくら通りクリニック	860-0832	熊本県熊本市中央区萩原町17番24号	●		